

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号。以下「外国提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号。以下「第三者提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報保護委員会告示第4号。以下「EU補完的ルール」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等を踏まえ、協会の貸金業及びそれに付随する業務（以下「貸金業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（以下「GDPR」という。）第45条に基づく欧州委員会の決定（以下「十分性認定」という。）によりEU域内から移転される個人データを受領する協会が講ずべき措置について、EU補完的ルールに関する特則（以下「特則」という。）として規定した。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号。以下「外国提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号。以下「第三者提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報保護委員会告示第4号。以下「EU等補完的ルール」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等を踏まえ、協会の貸金業及びそれに付随する業務（以下「貸金業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（以下「GDPR」という。）第45条に基づく欧州委員会の決定及び英国においてこれに相当する決定（以下「十分性認定」という。）によりEU及び英国域内から移転される個人データを受領する協会が講ずべき措置について、EU等補完的ルールに関する特則（以下「特則」という。）として規定した。</p>	<p>平成31年個人情報保護委員会告示第5号</p> <p>所要の改正</p> <p>EU等補完的ルール 凡例</p> <p>所要の改正</p> <p>所要の改正</p>
<p>(解説)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(参照条文：保護法1条、金融分野ガイドライン1条、通則ガイドライン1-1、EU補完的ルール)</p>	<p>(解説)</p> <p>(1)～(5) 同左</p> <p>(参照条文：保護法1条、金融分野ガイドライン1条、通則ガイドライン1-1、EU等補完的ルール)</p>	<p>所要の改正</p>

旧	新	根拠法令等
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(特則-第2条関係)</p> <p>1. 要配慮個人情報 EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPRにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、協会員は、当該情報について第2条第4項における要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。</p> <p>2. 保有個人データ EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、第2条第9項における保有個人データとして取り扱うこととする。 なお、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データであっても、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの」(第2条第9項イからニまで)は、「保有個人データ」から除かれる。</p> <p>3. 匿名加工情報 EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、協会員が加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。)を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、第2条第10項に定める匿名加工情報とみなすこととする。</p>	<p>(定義) 第2条 同左</p> <p>(特則-第2条関係)</p> <p>1. 要配慮個人情報 EU <u>又は英国</u>域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPR <u>及び英国GDPR(個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する2016年4月27日欧州議会及び欧州理事会規則(英国一般データ保護規則))</u> <u>それぞれ</u>において特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、協会員は、当該情報について第2条第4項における要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。</p> <p>2. 保有個人データ EU <u>又は英国</u>域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、第2条第9項における保有個人データとして取り扱うこととする。 なお、EU <u>又は英国</u>域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データであっても、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの」(第2条第9項イからニまで)は、「保有個人データ」から除かれる。</p> <p>3. 匿名加工情報 EU <u>又は英国</u>域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、協会員が加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。)を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、第2条第10項に定める匿名加工情報とみなすこととする。</p>	<p>EU等補完的ルール(1) EU等補完的ルール 凡例</p> <p>EU等補完的ルール(2)</p> <p>EU等補完的ルール(2)</p> <p>EU等補完的ルール(5)</p>
<p>(解説) 略</p> <p>(参照条文: 保護法2条、施行令1条、2条、3条、4条、5条関連、施行規則2条、3条、4条、5条、通則ガイドライン2、EU補完的ルール(1)、(2)、(5))</p>	<p>(解説) 同左</p> <p>(参照条文: 保護法2条、施行令1条、2条、3条、4条、5条関連、施行規則2条、3条、4条、5条、通則ガイドライン2、EU <u>等</u>補完的ルール(1)、(2)、(5))</p>	<p>所要の改正</p>
<p>第3条～第5条 略</p>	<p>第3条～第5条 同左</p>	

旧	新	根拠法令等
<p>(利用目的による制限) 第6条 略</p> <p>(解説) (1)～(2) 略 (3) 「法令に基づく場合」(第3項第(1)号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。 ①、② 略 ③ 刑事訴訟法第197条 ④、⑤ 略 ⑥ 刑事訴訟法第218条第1項 ⑦～⑮ 略 ⑯ 弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会の照会に<u>応じる</u>場合 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(参照条文：保護法16条、通則ガイドライン3-1-5、金融分野ガイドライン4条)</p>	<p>(利用目的による制限) 第6条 同左</p> <p>(解説) (1)～(2) 同左 (3) 「法令に基づく場合」(第3項第(1)号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。 ①、② 同左 ③ 刑事訴訟法第197条第2項 ④、⑤ 同左 ⑥ 刑事訴訟法第218条 ⑦～⑮ 同左 ⑯ 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会<u>から</u>の照会に<u>対応する</u>場合 <u>⑰ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項に基づく保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合</u> <u>⑱ 電気事業法第34条第1項に基づく災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合</u></p> <p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>(4) 同左</p> <p>(参照条文：保護法16条、通則ガイドライン3-1-5、金融分野ガイドライン4条)</p>	<p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例1)</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例2)</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例5)</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例6)</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例7)</p>
<p>第7条、第8条 略</p>	<p>第7条、第8条 同左</p>	
<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等) 第9条 略</p> <p>(解説) (1)、(2) 略 (3) 略 (新設)</p>	<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等) 第9条 同左</p> <p>(解説) (1)、(2) 同左 (3) 同左 <u>なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本</u></p>	<p>通則ガイドライン3-2-4</p>

旧	新	根拠法令等
<p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例（第4項第(4)号） 例えば、次のようなものが該当する。 事例1) 略 事例2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、<u>書面により</u>、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡のためという利用目的であるような場合（ただし、<u>ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。</u>）</p> <p>（参照条文：保護法18条、通則ガイドライン3-2-3、3-2-4、3-2-5、金融分野ガイドライン6条）</p>	<p><u>人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、協会員が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該協会の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、利用目的の明示の義務を課するものではないが、その場合はあらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない（ただし、第4項参照）。</u>口頭により個人情報を取得する場合についても同様とする。</p> <p>(4)～(8) 同左</p> <p>(9) 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例（第4項第(4)号） 例えば、次のようなものが該当する。 事例1) 同左 事例2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡<u>や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する</u>という利用目的であるような場合</p> <p>（参照条文：保護法18条、通則ガイドライン3-2-3、3-2-4、3-2-5、金融分野ガイドライン6条）</p>	<p>通則ガイドライン3-2-5(4)事例2)</p>
<p>第10条～第13条 略</p>	<p>第10条～第13条 同左</p>	
<p>（第三者提供の制限）</p> <p>第14条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。）に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。また、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p>	<p>（第三者提供の制限）</p> <p>第14条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも<u>も</u>該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。）に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。また、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p>	<p>所要の改正</p>

旧	新	根拠法令等
<p>(2) 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>なお、第三者提供についての同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、</p> <p>① 個人データを提供する第三者</p> <p>② 提供を受けた第三者における利用目的</p> <p>③ 第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 協会員は、第6項第(3)号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>	<p>(2) 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>なお、第三者提供についての同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、</p> <p>① 個人データを提供する第三者</p> <p>② 提供を受けた第三者における利用目的</p> <p>③ 第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</p> <p>2～7 同左</p> <p>8 協会員は、第6項第(3)号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>	<p>保護法第23条第6項</p>
<p>(解 説)</p> <p>(1) 略</p> <p>①～⑤ 略</p> <p><u>第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的及び第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</u></p> <p>【第三者提供とされる事例】略</p> <p>【第三者提供とされない事例】略</p> <p>・ SNS等の取扱い 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(解 説)</p> <p>(1) 同左</p> <p>①～⑤ 同左</p> <p>(削除)</p> <p>【第三者提供とされる事例】同左</p> <p>【第三者提供とされない事例】同左</p> <p>・ SNS等の取扱い 同左</p> <p><u>(2) 同意を取得する際の留意事項</u> 協会員は、その業務の性質や方法に応じて、次の各号にも留意</p>	<p>第1項なお書きと同様の内容のため削除</p> <p>監督指針Ⅱ-2-2(1)④</p>

旧	新	根拠法令等
<p>(2) 「法令に基づく場合」の具体例（第1項第(1)号） 例えば、次のようなものが該当する。 ①、② 略 ③ 刑事訴訟法第197条 ④、⑤ 略 ⑥ 刑事訴訟法第218条第1項 ⑦～⑮ 略 ⑯ 弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会の照会に<u>応じる</u>場合 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>しつづ、個人である資金需要者等から適切な同意の取得を図る必要がある。</u></p> <p>① <u>パソコン・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である資金需要者等が明確に認識できるような仕様とすること。</u></p> <p>② <u>過去に個人である資金需要者等から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である資金需要者等の同意を取得すること。</u></p> <p>③ <u>第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である資金需要者等において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討すること。</u></p> <p>④ <u>第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である資金需要者等との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意すること。</u> 例えば、個人である資金需要者等が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられること等がないように留意すること。</p> <p>(3) 「法令に基づく場合」の具体例（第1項第(1)号） 例えば、次のようなものが該当する。 ①、② 同左 ③ 刑事訴訟法第197条第2項 ④、⑤ 同左 ⑥ 刑事訴訟法第218条 ⑦～⑮ 同左 ⑯ 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会<u>から</u>の照会に<u>対応する</u>場合 ⑰ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項に基づく保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合</u> ⑱ <u>電気事業法第34条第1項に基づく災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な</u></p>	<p>監督指針Ⅱ-2-2(1)④イ</p> <p>監督指針Ⅱ-2-2(1)④ロ</p> <p>監督指針Ⅱ-2-2(1)④ハ</p> <p>監督指針Ⅱ-2-2(1)④ニ</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例1)</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例2)</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例5)</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例6)</p> <p>通則ガイドライン3-1-5(1)事例7)</p>

旧	新	根拠法令等
<p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p><u>(3)～(7)</u> 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8)～(12)</u> 略 <u>(13)</u> 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例(第6項第(3)号) 上記<u>(5)</u>及び<u>(7)</u>と同様の方法 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例(第8項) 上記<u>(5)</u>及び<u>(7)</u>と同様の方法</p> <p>(参照条文：保護法23条、通則ガイドライン3-4-1、3-4-3、金融分野ガイドライン<u>11</u>条、<u>4</u>条)</p>	<p><u>情報を提供する場合</u></p> <p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p><u>(4)～(8)</u> 同左 <u>(9)</u> 「<u>第三者への提供を利用目的とすること</u>」について(第4項第<u>(1)号</u>) 「<u>等</u>」や「<u>その他</u>」等のあいまいな表現の記入は望ましくなく、利用目的が具体的に分かる内容とする必要がある。 【望ましい記載例】 事例1) <u>住宅地図帳、住宅地図データベース及び住宅地図関連商品(配信サービスを含む)を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。</u> 事例2) <u>年齢別、資産家、健康食品購入者、同窓会、弁護士、不動産投資者及びマンションオーナーの名簿を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。</u></p> <p><u>(10)</u> 「<u>第三者に提供される個人データの項目</u>」について(第4項第<u>(2)号</u>) <u>オプトアウトにより第三者に提供される個人データの項目を網羅的に示す必要があり、提示されていない個人データの項目を、オプトアウトにより第三者に提供することはできないことに、注意を要する。</u></p> <p><u>(11)～(15)</u> 同左 <u>(16)</u> 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例(第6項第(3)号) 上記<u>(6)</u>及び<u>(8)</u>と同様の方法 <u>(17)</u> 同左 <u>(18)</u> 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例(第8項) 上記<u>(6)</u>及び<u>(8)</u>と同様の方法</p> <p>(参照条文：保護法23条、通則ガイドライン<u>3-1-5</u>、<u>3-4-1</u>、<u>3-4-2-1</u>、<u>3-4-3</u>、金融分野ガイドライン<u>4</u>条、<u>11</u>条、<u>貸金業者向けの総合的な監督指針II-2-2</u>)</p>	<p>通則ガイドライン3-4-2-1(1)</p> <p>通則ガイドライン3-4-2-1(2)</p>
<p>(外国にある第三者への提供の制限) 第15条 略</p>	<p>(外国にある第三者への提供の制限) 第15条 同左</p>	

旧	新	根拠法令等
<p>(特則-第15条関係) 外国にある第三者提供の制限についての特則 EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、次の①から③のいずれかに該当する場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。 ①～③ 略</p>	<p>(特則-第15条関係) 外国にある第三者提供の制限についての特則 EU又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、次の①から③のいずれかに該当する場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。 ①～③ 同左</p>	<p>EU等補完的ルール(4)</p>
<p>(解説) (1)、(2) 略 (3) 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」について(第1項第1号) 以下のいずれにも該当する国として個人情報保護委員会が定めた国がこれに該当する。 ①～④ 略 ⑤ <u>前四号</u>に定めるもののほか、当該外国を本条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること <u>平成31年1月23日現在において、「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」はEUが該当する。</u> (新設) (4) 略 (参照条文：保護法24条、施行規則11条、11条の2、通則ガイドライン1-1、3-4-4、外国提供ガイドライン2-1、3、4-1、4-2、EU補完的ルール(4))</p>	<p>(解説) (1)、(2) 同左 (3) 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」について(第1項第1号) 以下のいずれにも該当する国として個人情報保護委員会が定めた国がこれに該当する。 ①～④ 同左 ⑤ <u>①から④まで</u>に定めるもののほか、当該外国を本条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること (削除) <u>(注)「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」は、平成31年1月23日時点における欧州経済領域協定に規定された国が該当する(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等(平成31年個人情報保護委員会告示第1号))。</u> (4) 同左 (参照条文：保護法24条、施行規則11条、11条の2、通則ガイドライン1-1、3-4-4、外国提供ガイドライン2-1、3、4-1、4-2、EU等補完的ルール(4))</p>	<p>所要の改正 所要の改正 所要の改正 所要の改正</p>

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
<p>(第三者提供に係る記録の作成等) 第16条 略</p> <p>(解 説) (1)～(5) 略</p> <p>(参照条文：保護法25条、施行規則12条から14条まで、通則ガイドライン3-4-5、第三者提供ガイドライン2-2-1-1、2-2-1-2、2-2-1-3、<u>2-2-1-4</u>)</p>	<p>(第三者提供に係る記録の作成等) 第16条 同左</p> <p>(解 説) (1)～(5) 同左</p> <p>(参照条文：保護法25条、施行規則12条から14条まで、通則ガイドライン3-4-5、第三者提供ガイドライン2-2-1-1、2-2-1-2、2-2-1-3、<u>4-1-3</u>)</p>	<p>所要の改正</p>
<p>(第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成等) 第17条 略</p> <p>(特則-第17条関係)</p> <p>1. 個人データの提供を受けた場合の確認・記録義務</p> <p>(1) EU域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、保護法第26条第1項及び第3項の規定に基づき、EU域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。</p> <p>(2) EU域内から十分性認定に基づき移転された個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、保護法第26条第1項及び第3項に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。</p> <p>2. 略</p> <p>(解 説) (1)～(4) 略</p> <p>(参照条文：保護法26条、施行規則15条から18条まで、通則ガイドライン3-4-6、第三者提供ガイドライン3-1-1、3-1-2、EU補完的ルール(3))</p>	<p>(第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成等) 第17条 同左</p> <p>(特則-第17条関係)</p> <p>1. 個人データの提供を受けた場合の確認・記録義務</p> <p>(1) EU <u>又は英国</u>域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、保護法第26条第1項及び第3項の規定に基づき、EU <u>又は英国</u>域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。</p> <p>(2) EU <u>又は英国</u>域内から十分性認定に基づき移転された個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、保護法第26条第1項及び第3項に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。</p> <p>2. 同左</p> <p>(解 説) (1)～(4) 同左</p> <p>(参照条文：保護法26条、施行規則15条から18条まで、通則ガイドライン3-4-6、第三者提供ガイドライン3-1-1、3-1-2、EU <u>等</u>補完的ルール(3))</p>	<p>EU等補完的ルール(3)</p> <p>所要の改正</p>
<p>第18条～第29条 略</p>	<p>第18条～第29条 同左</p>	
<p>附則 略 (新設)</p>	<p>附則 同左 <u>附則</u></p>	

【新旧対照表】 「個人情報保護指針」

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
	<p><u>この改正は、令和2年11月2日から施行する。</u> <u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第1条、(解説)</u> <u>第2条(特則-第2条関係)、(解説)</u> <u>第6条(解説)③</u> <u>第9条(解説)③、⑨</u> <u>第14条1項、8項、(解説)①~⑱</u> <u>第15条(特則-第15条関係)、(解説)③</u> <u>第16条(解説)</u> <u>第17条(特則-第17条関係)、(解説)</u> <u>を改正する。</u></p>	